

第二十四回国会
衆議院

農林水産委員会議録第二十二号

昭和三十一年三月二十二日(木曜日)
午前十一時三十七分開議

出席委員

委員長 村松 久義君

理事吉川 久衛君 理事笹山茂太郎君

理事白濱 仁吉君 理事助川 良平君

理事山口長治郎君 理事中村 時雄君

理事芳賀 賢君

安藤 覺君

井出一太郎君

石坂 繁君

大森 玉木君

川村善八郎君

楠美 省吾君

河野 金昇君

中馬 辰猪君

原 拾思君

松浦 東介君

赤路 友藏君

伊瀬幸太郎君

稻富 稔人君

川俣 清吉君

田中幾三郎君

出席國務大臣

農林大臣

出席府政務委員

農林政務次官

農林事務官

(大臣官房長)

農林事務官

(農林局長)

農林事務官

(農地局長)

農林事務官

(農林局長)

農林事務官

(畜産局長)

農林事務官

(畜産局長)

委員外の出席者

農林事務官(農

林経済局長)

協同組合部長

農林事務官

(農業改良局

総務課長)

専門員

岩隈 博君

三月二十二日

委員足立篤郎君辞任につき、その補

欠として井出一太郎君が議長の指名

で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

農業協同組合整備特別措置法案につ

いて参考人出席要求に関する件

農業協同組合整備特別措置法案(内

閣提出第五三三号)

農業改良資金助成法案(内閣提出第

五五九号)

飼料需給安定法の一部を改正する法

律案(内閣提出第三六六号)

飼料の品質改善に関する法律の一部

を改正する法律案(内閣提出第一〇

四号)

○村松委員長 これより会議を開きま

す。

農業改良資金助成法案を議題といた

し、審査を進めます。質疑の通告があ

りますので、順次これを許します。小

川豊明君。

○小川(豊)委員 最初にお伺いたし

たいのは、この改良資金制度が創設さ

れる前提となった問題についてであり

ます。というのは、従来行われてきた

ところの補助金制度に欠陥があったと

いうことをあなたの方でも反省され

て、その批判にこたえるためにこの改

良資金制度が新政策として取り上げら

れたわけでありますが、この制度に対

してその批判にこたえるというのとはど

ういう考え、方あるいはどういう観点

からこの改良資金制度が創設されるこ

とになったのか、この点をまずお伺い

いたします。

○大石(武)政府委員 改良局長からお

答えさせていただきます。

○大坪政府委員 ただいま改良資金助

成法案の提出に関連いたしましたので、い

かなる観点から本法を提案したか、こ

ういうような御意見でありますか、こ

れにつきましては、すでに政務次官よ

り提案理由で説明いたしました通りでござ

います。ただいまも御意見がありまし

た通り、従来の補助金のうち一部のもの

につきましては資金効果が少ないとか、

あるいは本来の目的に合致していない

というようないろいろな御意見がある

のでございます。しかしながら私ども

といたしましては、わが国農業の零細

性からいたしまして、どうしても農業

投資といたしまして、助成金というも

のは今後も継続していくつもりであり

ます。ただ、いろいろな助成事業があ

りますので、そのうちの一部のものに

きましては、すでに相当助成の効果

を上げておきまして、いつまでも助成

を継続していくことはこの際適

当じゃない、こういうような事業が相

当るのでございます。御承知のよう

に、助成事業を漫然と長く続けていく

ことは、わが国の事情からしても困難

なことではございまして、そういう意味

合いからいたしまして、この際一部の

事業につきましては、助成事業を改良

資金制度に切りかえるということにい

たしたのであります。ただ、助成事業

を改良事業に切りかえるということに

つきまして、これは農政の後退じゃな

いかというふうな批判が一部にあるの

でございまして、私どもとしては、そ

の辺が最もおそれるところでござ

いまして、この際助成事業を改良資金

制度に切りかえたのも、わが国の

国情からいたしまして、相当効果を上

げておりますものを漫然といつまでも

助成を継続することは困難である、し

かし何かこれにかわるものが打ち立て

なければ、御意見の通りわが国の農政

の後退を来すというおそれがありま

すので、この際一部事業につきまして

は改良資金制度というものに切りかえ

ることになりました。法案を提出い

ます。御了承を願いたいと思いま

す。

○小川(豊)委員 この補助金政策は総

花的で、末端の補助が非常に少ないとい

う欠陥があったと私も考えます。ま

た反面においては、国の一貫した方針

のもとに政策を行うことができたとい

う長所を持っておったと思うのであり

ますが、今度の貸付金によるところの

制度が補助金よりも効果があると思

います。

○大坪政府委員 ただいままでの具体

的な例を申し上げます、今回改良資金制

度に関しましては、補助金のうち、補助

金と見合いの分につきましては、従来

大体三割程度の補助であったのでござ

います。たとえば水稲健苗育成であり

ますと、六十円のうちの三割の十八

円を補助しておいた。従って七割程度

というものが自己負担ということに相

なっておったのであります。これを

切りかえまして、総事業費の七割とい

うものは無利子の金をもって貸付を

やっていくということにいたしました

て、三割の補助というものを七割の無

利子の貸付というふうな切りかえをい

たしたのであります。もちろん少額の

金でありまして補助金は全然ないとい

は申しませんが、たとえば水稲健苗育

成でありますれば、政府としてはす

で六、七年奨励をいたしまして、非常

な御努力によりまして今日相当の効果

をあげております。今のわが国農業の

客観的な情勢からいたしますれば、必

ずしも少額の補助金を出さないでも、

この際資金を相当に提供してやれば、

農家はそれによって水稲健苗育成の施

設ができるというふうな状態に立ち

至っている、かように私もは了解し

ておるのでございます。もちろん一部

の市町村におきましては、そこまでも

いってはいないところがあるかと思

いますが、これは新農村等におきまして

指定された市町村におきましては、展示的

第一類第八号 農林水産委員会議録第二十二号 昭和三十一年三月二十二日

な施設として、従来通りの形において助成ができるというような格好になつておるのでございますが、大部分の市町村におきましては、助成金から資金に切りかえまして、これは農政の後退を来たさない、順次資金が増額されて参りますので、農政の後退を来たすどころか、これによりまして農政の基盤がこで作り得る、かように考えておるのであります、そういう意味からいたしまして、今回法案を御提出申し上げた次第であります。

○小川(豊)委員 この資金は、地方財政の面から見ると、その赤字の要因になるということが論議されているわけです。従来補助金の場合には、二億とかあるは三億程度が地方の負担であつて、この資金制度になつて、私も計算してみると、四億七、八千万の負担を地方としてはしなければならぬ、こういうことになるように考えられますが、これは逼迫した地方財政に相当の重荷になる、こういうふうに考えられるのであります。これは大きな負担になつてくると考えられるが、この点はどうですか。

○大坪政府委員 ただいま小川先生からお話がありました通り、本制度を実施するといふと、ただいまの御意見通り、三十一年度におきましては、地方財政といたしましては四億七、八千万の資金が要するというに相なるのであります。従いまして、地方財政の現状からいたしまして、御意見のような懸念が考えられるのでございますが、実は従来のような助成金を継続いたしました場合に、大体三億見当の金を所要資金として県は負担しなければならぬのであります。なお県

単位事業におきまして、相当やつておる府県におきましては、それ以上の金額を支出しておるのであります。従いまして府県の負担という点から見ますと、もちろん三十一年度におきましては、三億少しをこしたくらい府県の負担分が四億数千万円というふうになりますので、一年限りで考えてみます場合には、御意見の通り府県の負担増加と相なるのでございますが、改良資金制度というものは、府県に特別会計を創設いたしまして、その資金繰りによりまして農政の改良発達をはかつていこうという趣旨でございます。従いまして、初年度におきましては府県の負担は増加するのでござい

ますが、二年、三年、四年、五年と、五年ほど継続いたしますと、五年目にはほとんど府県の負担金は必要がなくなつて参るのでございます。大体二年か三年目くらいで、府県の負担分が現在と見合うくらいの格好になつて参るのでございます。御承知のように府県の財政と申しましても、これは一年ばかりで考えるべき筋合いのものではなくて、長期計画として、府県の財政計画等がどうあるべきかということが考慮の対象になるものと思つてあります。三十一年度におきましては、もちろん御意見の通り多少の負担増加に相なるのでございますが、二、三年を出ないで、本制度による方が、府県の財政負担は、従来の補助金を継続しておりますよりも、負担が少なくて済むという格好に相なつて参りますので、長期計画を府県の財政計画の立て直しの一つの目標として考えます場合には、本制度を創設いたしました方が、

従来補助金をだらだらと継続して参つておるよりも、かえつて府県の負担は少くなる、こういうような結論に相なるのであります。そういう意味合いからいたしまして、これは必ずしも府県の負担の増額を来たさない、かように私も考えておるわけでございます。

○小川(豊)委員 これは府県の負担を増額しないというのでしようか。これは一体地方交付金の中に含まれることになつておるのですか。それともなつておらないのですか。これはどうなんですか。もし含まれておらないとしたら、これは将来よくなるとかなんとか言つても、地方としては、今持ちようがないんじゃないですか。

○大坪政府委員 本資金のうち、たとへて申しますと、改良資金の府県の三十一年度分は十二億七千五百万円でございます。その三分の二の八億五千万円見当のものは国が補助いたすのでございまして、従いまして、残りの四億二千万円と申しますのは、これは府県が負担するのでございまして、もちろん四億二千万円は、地方財政の交付金の財源といたしまして、再建計画の中には明瞭に織り込まれておるわけでございます。この点につきましては、大蔵当局の方も、それから自治庁の方ともよく打ち合せ済みでございます。

○小川(豊)委員 私その点は見たんですが、地方財政再建促進特別措置法の施行令を見ると、これは織り込まないようになつていませんか。歳入の立て方を見ましても、歳入の立て方を見ても、たとえば歳入の立て方を見ると、事業費の原則は、当該団体にお

る一般財源充当可能額、特に重要なもののみを計上、さらにまた特に事業量の圧縮に努めること、超過事業の経費の財源は増収または他の経費の節約によること、こういうことになつておつて、地方財政の交付金の方に入れたらと云います。これは地方では組みますか。そういうことが立てられますか。地方の方として地財法との関係は一体どうなるか、この点を私はお尋ねしたい。

○大坪政府委員 ただいまの御意見でございますが、地方の財政計画としまして、資金所要金額の計算の中にこれが織り込まれておるということに相なるわけでございます。

○小川(豊)委員 府県で聞きますと、こういう改良資金制度を設けられても、地方の負担分は負担し切れない。再建促進法によると、これは負担できない、こういうことになつておると云う。あなたの方では差しつかえないと言つて、この点は明確に、ほんとうに差しつかえず、地方がそういうことに対して何ら危惧を感じずにやれるのだ、あとでもって再建整備の法規上において支障ないんだということを、ここで御明言願ひたいと思ふ。

○大坪政府委員 もちろん御意見の通り、現在のところ地方といたしましては非常な財源難にありますが、御心配のように、地方財政といたしましてはこれは相当の問題じゃないかと思ひますが、本農業改良基金は、御説明申し上げました通りに、わが国の農業の、特に農業改良普及の基本的な線といたしまして、今後私どもは、この基金制度を活用することによりまして、農業の改良発達をはかつて参りたい、

こういうような強い考え方を持つておるのでございます。従いまして、非常に資金源に悩んでおります府県でございますが、従来は三億くらいのものが、三十一年度に限つて、約その半額くらいの金額が増額するといふくらいのことでございますので、私どもいたしましては、これは何をしておきましてでも、資金源といたしましては、ぜひ計上してもらいたい資金であるのでございまして、そこでこの点につきましては、地方の財政当局にも強く要請いたしまして、本制度が幸い可決を願ひました際におきましては、資金を県が負担し切れないから、本計画が画餅に帰するといふような憂いのない措置を必ずとつて参りたい、かように考えておるのでございまして、この点につきましては、農林省といたしましてはその点を強く地方当局に呼びかけまして、御心配のないような措置をとつて参りたい、かように考えております。

○小川(豊)委員 あなたの方のお考えもわかるし、これを受け入れたいという地方の当局の気持もわかるのです。ただ、いかにそういうことを地方が希望し、あなたの方で努力なすつても、入れ得ないような規定が地方財政再建促進法の施行令にできておるのではなからうか、こういうことを私は心配するの、そういうことができておらないんだ、心配ないんだ、こういうことならば、これは何も私の言うところはない。地財法との関係からみると、地財法とこの関係がいかにかあなたの方で御熱心にこれを呼びかけられても、地方がしようと思つても、地財法の再建整備団体になつた以上は、これはできないことにならんじやないか、こういう

うことを心配してお尋ねしておるのである。あなたの方でやってもらうつもりだ、地方もやるつもりだという、これはいい。だけれども、やってもいい、たいつともやるつもりでも、法規は——地方財政再建促進特別措置法というのは最も重要な法律になっておる。この点からいって、できなくないやせぬか、できないではないかということをお心配する。この点は差しつかえないのだということであれば、それだけでもいいから、簡単に言っ下さ

○大坪政府委員 私どもが本制度をやります場合に大蔵当局と相談をいたしました限りにおきましては、ただいまの御意見の点は差しつかえない、こういうふうにご了解をいたしておるわけでございます。

○小川(豊)委員 じゃ、念を押すようですが、そうすると再建団体になった地方団体は、この再建促進法の施行令その他からは入れられないようになつておるけれども、これは特別に入れられるような話がついておる、こう解釈してよろしいですか。

○庄野説明員 今局長から、御答弁申し上げた通りでございますが、この点につきましては、大蔵省並びに自治庁とも打合せをいたしたわけでございまして、地方財政再建促進特別措置法における関係については一般補助金と同じことになるわけでございまして、自治庁との話し合いにおきましては、従来の補助金と違って、ただいま局長から御説明申し上げましたように、一定期限がくると自滅していくことになりまして、初年度だけ一時幾ばくかの地方の財政負担増になりますが、次年度か

らずと半減、さらに縮小していく、こういうような関係でございまして、地方財政再建促進特別措置法の第二条によりまして、大体赤字の道府県は、この財政再建計画を立てました場合には、七年以内において歳入と歳出との均衡の実質的な回復をはかるような計画を立てるわけでございまして、その計画は、次年度から直ちに財政負担がずっと減っていく、従来の補助金よりは財政負担が次年度から減るといふことで、自治庁と、この点は非常に賛成でございますので、話がついておりますから、御心配はないと思います。

○小川(豊)委員 この施行令あるいは財政計画再建計画策定基準というものをみますと、歳入の立て方、交付税の見込額は、人口増、生徒増その他、測定単位の数値の増の伴うものだけを見込む、こういうことになっておる。私は、そういう歳入の立て方から見れば、再建団体になった以上はこれはできないではないかという心配を持ったのであります。これは今のあなたの答弁のように差しつかえないとするならば、今御承知のように、ほとんど各府県は再建団体に入っております。わず

かであるとかないとかではなく、法規上盛り得ないものは盛り得ない、いかにもいものであつても盛り得ない、いので、その点を心配してお尋ねしたわけでありまして、その点はあなたの方で差しつかえないという御答弁ですから、一応打ち切ります。

それからこれを実施していくときには、技術というものは当然並行していかねければならないわけですね。改良基金という制度は、技術と並行していくということが、これを見ると、あなた

の方の建前になっておるように見えますが、この点はどうか。ただ金を貸し与えていくのではなくて、改良計画を立てられ、さらにこれがこの基金によって推進されていくという、技術と並行していかねければならないように私どもは解釈しているわけですが、そう解釈していいですか。

○大坪政府委員 御意見の通りでございますが、資金の使途につきましては、技術と並行せしめて推進をはかつて参りたい、かように考えておるのでございます。従いまして、本資金も原則として貸し与えるのではなく、貸付をやつて参りたい、いわゆるグループ的な奨励制度としてやつて参りたい、かように考えるものでございまして、これにつきましましては、私どもの第一線で活躍いたしております農業改良普及員の技術の奨励、指導もあわせましてやつて参りたい、かように考えておるわけでありまして。

○小川(豊)委員 御答弁の通り、この案の発表においては、改良基金制度と改良普及員の拡充制度、この二つの制度は並行していくべきである。これが並行していかない場合には、あなたの方のお考えになつておる成果を上げるということができないわけですね。この点は私もよくわかるわけですね。そこで一つお尋ねしたいのは、二十九年度末には一万九百六十八名あった普及員が、三十三年度には五割減つておる、三十一年度においては三割の定員減が予定されているわけですね。そういうふうに、並行していかねければこれを実施するのに困難であるにかかわらず、一方において普及員制度をこの通り減らしていつてしまつたら、単に普及員が非常に過

重な事務を背負うだけで、実質的な効果が上がらないことになる。こういう制度を立てながら、どうしてここでこういうふうに普及員を減らしたか。今も御答弁になつたように並行していくべきにかかわらず、普及員を減らしてこれを効果を上げようとするのは、考へ方によつて矛盾がございませんか。

○大坪政府委員 改良普及員制度を強力にやつて参ります上に、そのうしろだてと申しますか、並行的にやる施設といたしまして普及員の増員の問題、これにつきましましては、ただいまここに御同僚ある御意見を賜りまして、私どももいたしましては、まことにありがたく存する次第でございます。当初われわれといたしましては、少くとも普及員につきましましては現状維持というふうな考へて参つたのでございますが、一方にはすでにある程度の欠員というものが現実にあるわけでございます。同時に他方におきましては、必ずしも普及員につきまして人間を増加しない、その普及活動の能力を普及員に買つてやる、こういうような操作によりまして一普及員当りの能力を増加せしめる、こういうことにはいたしたのでございまして。片方には現実にかつての欠員というものが生じておるし、他方普及員の活動能力を高め、こういうような形にいたしました。欠員見合いのうち二・数割に該当するものにつきましましては、やむを得ないといふことで大蔵省と折衝いたしまして落した、こういうような格好になつておるのであります。われわれと

いたしましては、現実に欠員が府県といたしましてあつたのでありますし、また他方オートバイ等も認めてもらひましたので、この辺で妥協いたしました。こういうようなわけでありまして。

○小川(豊)委員 これはおかしいですよ。この制度はむしろ技術員の活動が先行するくらいでいいわけですね。技術員が計画を立てて、それから基金がいき、さらにその基金の実施を適正ならしめる、この技術員の活動がなかったらこの制度は生きていかない。ところがせつかくやつても技術員の予算を大蔵省の方から切られてしまつて、これをするといふところまで一つも効果が上らない。あなたは、オートバイを買つてやるのとかなんとかいふけれども、オートバイを買つてやるのと、自転車を買つてやるのと、人間には能力の限界がある、もっと人をふやさないで、ならば、この効果は上げ得ないではないか、この点を一つ心配するわけなんです。この点はもっとはっきり、これではできない、今後もっと人をふやすつもりだ、これならよいわけですね。それを人は減らしていく、だんだん減つてきておる、ことしの予算でも減つてきておる。オートバイを買つて能力を上げ得るといふても、決して効果は上つてこない。その点はもっとはっきり御答弁願ひたいです。今までも、方針として、今後ふやしていくつもりだとか何とか、その点がなかったらできない。この点をお尋ねしたい。

○大坪政府委員 その点につきましましては、われわれといたしましては、人間を減らしたというふうには考へていな

方では、最初普及員というものを拡充していく、あるいはもつと素質を向上させていくというのを考えてこの基金制度を立案されたのだと思う。ところが予算その他の関係でそう行かなかった。基金制度だけが出てきたところからこの案の持つ一つの不安が出てくる。それからいま一つの点は、この金が富農層に利用されることになる、改良基金制度の精神というものは死んでしまふ。ところがこの制度の中にそういう不安が一点ある。さらにいま一点は、地財法との関連において地方財政はこれを負担することが困難になる。この三点がこの案の持つ不安な点であります。この点について十分御研究下さることをお願いしたいと思います。

○大坪政府委員 ただいまの御意見、まことにわれわれとしてはそういうことのないように、今後とも努力して参りたいと思ひますが、第一点の普及員の問題につきましては、さしあたり三十一年度におきましては、できるだけ研修を多く実行いたしまして、普及員自体の能力を高めて参りたい。同時にオートバイ等のいわゆる機動性のあるものを助成して参る、これは遺憾であります。普及員自体をふやすことはできなかったものであります。そういうような方法で普及員の活動能力を増加して参りたい、かように考えておるわけでございます。

存じますが、今後とも自治庁とも十分連絡をとりまして、県が本資金見合いの自己負担分を醸出できないようなことのないように措置をいたして参りたい、かように考えておるのであります。

第三点の一部階層の農民にのみ集中するということは、これは本制度の所期いたしていない、また一番そういふふうになることをおそれている点でございます。まして、今後この点の運用につきましても、われわれといたしましては十分一つ注意して参りたい、かように考えておるわけでありまして。

午後零時二十二分休憩

午後二時十三分開議

○村松委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの理事会の申し合せによりまして、飼料需給安定法の一部を改正する法律案及び飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案を一括議題とし、審査を進めます。質疑を続けます。中村時雄君。

○河野国務大臣 御承知の通り飼料政策の基本になるべきものは、良質であること、低廉であること、それから豊富であること、ということが申すまでもなく基本でございます。その中で、可能な限りこの基本方針に沿って進めていかなければならぬのであります。今お話になりましたように、政府が手持品を処分いたします場合に、会計法の制約もございまして、これを競売に付さなければならぬ。今申し上げたことと非常に相反するものがあるわけでございますが、政府といたしましては、これらの運用を十分考慮いたしまして、一般畜産大衆の利益に合致するようにいたしていくように努力していかねばならぬと考えております。

○中村(時)委員 その基本的な問題はよくわかります。需要と供給のバランスの上に立って、現在アンバランスであったものがいろいろの問題を起しているわけだと思ふ。そこでその問題を、たとえば先ほど私が言ったのは、ある一カ所に限定してそういう特殊に片寄ったような方向にさせないようなお考えをお持ちなのかどうかということをお聞きしているわけですか。

○河野国務大臣 片寄らないようにやっています。基本であります。

○中村(時)委員 それでは具体的にお願いします。昨年の六月のマニトバの五号と六号の払い下げに關して、一、二お尋ねしたいと思ふわけでありまして。当時におきまして、

たとえばマニトバ五号に關しましても全購連、日鷺連、全畜連、全酪連、全豚連あるいは日本飼料、こういうようないろいろな業者があるわけですが、それが六月のマニトバ五号に關する払い下げに關して、一業者が四千トン全部を購入したという事柄が、いろいろな問題から出てきているわけでありまして。それに関しまして、どのような行為があつてこういう結果が出たかということとを、まずお尋ねしたい。

○河野国務大臣 御承知の通り、ただいま御例示になりました各団体を通じてそれぞれ適正な数量が流れて参ります。ところが、一番普遍的に全国に飼料がいくようになるのでございまして、私といたしましては、なるべくこれらの団体を通じてそれぞれ適正な数量が流れていくことを希望いたしておるわけでありまして。ところが今お話もありました通りに、需給の關係等から一時に一団体が非常に強く數量を要求するといふために、それらの団体の間で話し合ひがなかなかつきかねることが多いのでございまして。つきかねますと、やむを得ず競争入札で入札をせざるを得ぬような事態になり、その競争入札の結果が今御指摘になりましたようなことになりましたので、これははなはだ遺憾のことです。そういうふうにならぬように心がけなければならぬと思つております。

○中村(時)委員 河野農林大臣は遺憾だとおっしゃいましたが、今言つたように、そのとき落札をされたのは日本飼料であります。日本飼料というものは、現在はどうか知りませんが、おそらく以前は河野農林大臣が御關係のあった会社であります。かく私は記憶

しておるが、今は御關係があるかどうかお聞きしたいのが第一点。第二点は、そのような遺憾であるということ、が、現実の上に行われておるその会社が日本飼料であるということになりますれば、これはどのような処置を考えていったらよいのか、この考え方を第一点としてお聞きいたします。

○河野国務大臣 当時は私は關係しておりませんが、現在は關係しておりません。

入札の結果でございますから、入札の結果が出ますと、やはりそれぞれ系統の組織があるわけでございますから、それによつてこれが流れていくということになる。しかしこれは一ぺんやつたならば当分やらぬというものではないのであります。政府といたしましては、こまかく区切つてときどきやつておるのでございまして、あとから適当に是正されるようになってくるものだ、こう考えております。

○中村(時)委員 どうもはつきりしません。飼料需給安定法において、飼料の購入に關しましては、原則として一般入札になつておる。それから特別の事情がある場合には、指名競争契約あるいは隨意契約とこのようになつておるわけでありまして。そのときに入札をさせたのは、一般入札でやつたのか、あるいは今言つた特別の事情に關するところの指名競争契約、隨意契約でやつたのか、一体これいかなる契約でやつたのかをお聞きしたい。

○河野国務大臣 隨意契約というものはやらぬのでございまして。さればといつて、一般入札も、今申しましたように、流れて参ります経路がございまして、大体先ほど御例示になりました

たような団体を通じて、実績等を勘案して流れて参れば、これは普遍的に流れていくことになっておると思うのでございます。それがたまたまそのときの事情で、それが団体間において非常に強い要望があつて、過去の実績を無視して話し合いがつかないというやうなときに、極端な競争が行われてやむなくそういう事態が起るということが間々あつたのでございます。その当時も国会にお話があつたと思うのでございますが、先ほど答弁いたしました中で、その事件があつたときに私が関係がありましたと申し上げたのは間違ひであります。私は一昨年の秋にやめましたから、そのお話のときはもう関係がないわけでございます。そういうことのないやうに、昨年の議会でもだいたいよく話がありましたので、カーボンを混ぜるとか、いろいろなのをまぜてマニトバは流した方がよろう、横流しを防止する必要があるという事になっておりますから、今は比較的平穏にいつているように考えます。

○中村(時)委員 私のお尋ねしたのは、原則としてはこれは飼料需給安定法にちゃんと書いてあるのです。一般入札でやる。しかし特別の事情がある場合に、指名競争入札をする、あるいは隨意契約をやるか、こうある。隨意契約はやりません、また今言ったやうに一般競争入札もやりません。そうすると、この場合に行われたことは、指名競争入札をやられた、そう解しているのですか。

○河野国務大臣 そういうことです。

○中村(時)委員 それではお尋ねしたいのですが、特別の事情がある場合、少くともこれに当てはまつて、私は指名競争入札をやつたと思う。特別の事情がある場合というこの特別の事情によつてこれが行われたのですが、そのときの特別の事情とはどういうことを意味しているのですか。

○河野国務大臣 御承知の通りマニトバの五号は他に転用される場合が非常に多いわけでありまして、政府といたしましては、その監督の責任もしくはそれが政府の意図する畜産家にこれが利用されるやうに処置いたさなければいかぬ関係から、これは指名入札にしてやるわけでございます。

○中村(時)委員 そうすると、特別に転用されるということが特殊事情における骨子になってきたわけなんです。特別に転用されるということはどういふことを意味しているのか、お聞きしたい。

○河野国務大臣 もちろんそれだけじゃございせんけれども、御承知の通り、一般にマニトバ五号は、麦の性質からこれを特殊の用途に使つて、製粉会社等がこれを非常に要求する点が多いものでございまして、そこでこれがやみで横流しをされるのが、監督をいたしましても相当あるわけでございます。そういうことでございまして、初めからその監督が非常に困難になるというやうな点、また政府としては今お話の通り、飼料需給安定法によりましてなるべく安い価格で畜産家の手に入るやうにしていきたいというやうな点等を考慮しつつ、この処置をとつたのであります。

○中村(時)委員 どうもこう箇に何かはさまつたやうな御答弁なんです、私のお尋ねしているのは、もつと意味が違ふと思う。要するに五月に一万トンの入札をやろうとされたところがそのうちで四千トン余りが購連へ落ちてゐるのです。ところが全購連としてはあなたが今おっしゃつたやうに特別に転用せねばならぬということとは、その当時ふすまの値段が高くて、食用に横流しになったり、いろいろな問題がある。これを飼料として、粒でなくてふすまにしていきたいというお願いを当局に願つたはずで、ところが、当局はそれはいけないということになつて、この四千トンというものが残つていつた。ところが二十日ばかりのわずかの間に、今度は不思議なことにそれがふすまにもなる、食用にしてもよろしいという結果が生まれてきた。私はそう記憶している。これに対してどういふやうなお考えを持っていられっしゃるか。

○河野国務大臣 当時粒でこれを配給するやうな条件で入札した場合に、あくまでもこれは粒でいくべきものだ。初め入札するときの条件を入札後において変えることは弊害が起ると考えますので、初めから政府の方針通りの条件をきちつときめてやる、こういう経過であります。

○中村(時)委員 この飼料需給安定法に基づきまして、マニトバにいたしまして小麦は小麦として同じなんです。そこで価格の安いものが入つてくる。これが食用になれば当然ある程度の購入権の争ひが出るに違ひない。その実例をはつきり出してみましょう。たとえばその入札の際に、五月十三日の落札の価格及び数量を見ますと、マニトバ五号に対して予定価格として政府が繰を引いたのは二万八千六百円。ところが入札されたのは全購連で二万九千五百円、それから日鷄連が二万九千七百円、全畜連が二万九千三百円、全酪連二万九千五百円、全豚連二万九千四百円、それから日本飼料が二万九千五百円、こういうふうになつてゐるわけなんです。そこで全購連が二千三百三十七トンそのとき購入されてゐる。その他の方はずつと減りまして、大体全部で五千四百三十六トンの購入になつてゐる。それと同時に、そのときに四千トンばかりのものを余分にやはり全購連が購入しておつたのです。そのとき今言つたやうな状況から、この四千トンは食用にもふすまにもならないといふので、一応これがたな上げになつてやつたわけなんです。それをめぐつてその次の六月八日の落札になつて現われてきたわけなんです。わずかに二十数日で、そのときには裏で今度は食糧にしてもよろしい、ふすまにしてもよろしいといふ売り方をした。そこで驚くなかれ、この入札は非常に高値を呼びまして、全購連が三万一千円、日鷄連が三万九千円、全畜連が二万九千円、全酪連二万九千円、全豚連三万円、全開連が三万円、そのときあなたの方政府が考えておつたのは二万八千円、前と同じなんです。ところが今言つたやうに入札の価格が一ぺんにはね上つてきたわけなんです。しかもその際に落札された日本飼料は三万二千二百円です。その前の五月十三日には二万九千円で日本飼料は考へておつた。それがわずか二十数日を出してこれを飼料にしてよろしい、ふすまにしてもよろしいと言つたとたんにこのやうな状態になつた。一体あなたの行政の考へ方は、そういう業者の金もうけ主義的な一つの考へ方で行われているのか、需要供給のアンバランスをとるために量的な面で押し出そうとしてゐるのか。そういう点で一つの大きな疑問を私には持つてゐるわけなんです。それに對してどういふやうなお考えをもつて行政をしていらっしゃるか。

○河野国務大臣 中村さんの今おっしゃつたことは少し私はおかしくないかと思ふ。もしそれが逆であつたらどういふ結果になりますか。粒でくれば全部えきになるから比較的安い値段でみなが利用する。それを半分は粉に使つてパンにしてもよろしいという条件をつくるから、これを払い下げするものが高い値段を入れる、これはあたりまえではないでしようか。パンに利用してよろしいという条件をつければおそろしく高くても入札し手がある。これを利用してはならぬ、これは全部えきにするのだということになれば、えきとしての価値ですが、物は同じマニトバ五号なんです。しかしそれを食糧に使つてよろしいということになれば高く入札をする。それを食糧に使つてはいかぬ、えきにするのだといえ、それだけのえきとしての価値で入札をするということ、これは不思議はないのではないか。だから、初めにこれを食糧に使つてはいけぬ、全部えきにするのだという条件で入札をしたものを、あとからこれを食糧に使つてよろしいということに変わった利用価値が多くなるから、不正な入札を行つた、政府は入札でめいたものをあとから食糧に使つてよろしいということにしたから、それによつて一団体がぼろもうけしたじゃないかという非難

が起つてくると私は思う。だからえきとして入札された場合には、しまいまでえきでなければいかぬ。えきとして使わないのなら一べんそれは返して、今度は食糧なら食糧にしてもよろしいという条件でまた入札をやり直すということは当りまえのことじゃないですか。

○中村(時)委員 河野さんは、中村君お前の考えはおかしいじゃないかと言うが、私はあなたの考えが少しおかしいのじゃないかと思う。それはどうしてかといふと、このマニトバは飼料として入れているのです。食糧として最初から入れたのではない。そのときの四千トンは飼料として考えておつた。そうでしょうが、飼料として入れておつて、その後において食糧に転用していったのです。飼料としてやうていくならば、飼料としては格安のものの方がいいのです。価値が高くなつていけば、飼料を利用する人たちが余分にそれだけ負担せんならぬということになる。食糧の方に回されれば、飼料として格安に入ってきたものを今度は格高で国内ではかの方に転用するといふべらばうな考え方は、私はどうもそこが解せないのです。あなたはそれは妥当だと思ひますか。

○河野国務大臣 これはふすまをとるためにマニトバ五号を入れている場合がたびたびあるのです。「詭弁だよ」と呼ぶ者あり。それはこの処置が初めてじゃないのであつて、たとえばこういう場合がありまふ、報奨用物資としてひかしてある場合もありまふ。そういうことで私の記憶でもそういうふうにあると思ひます。しかしこれはそのときの事情で、ふすまが非常に足り

なくて割高になつてゐる場合は、特別にふすまをよけいとするためにそういう処置をとつたこともある、こういうことはたと私は思ふのです。大体二十日たらないうちにとおっしゃるけれども、従来の例では月一回ずつ、少くとも平均一回、二十日ぐらゐで払い下げしてゐるのが慣例だと思ふのであります。慣例を逸脱したり、そういうことを曲つてやつたり、そういう行政措置は、私は農林大臣になりましてから、前のことは申し上げて恐縮でございますが、むしろ前のことも妥当にやっておりますが、私は最も厳正に自分で良心的にやつておるつもりであります。そういうふうにお払い下げたときに、えさだといつて払い上げて、あとからこれをふすまにひきたいというやつを許せば、今お話の通り利用価値が變つてきますから、それを逆に全購運が粉にひきたいといふのを許さなかつたのは當りまえの処置だと私は思ふのです。その次に粉にひいてもよろしいという条件——ふすまは足りないからふすまだけとるのだ、粉にして利用してもよろしいという条件で今度は払い下げをするといふことは、それは合理的に高く売ることと當りまえじゃないかと思ふのです。

○中村(時)委員 話をそらさないようにして下さい。私は昨年の六月の問題をいつてゐる。その場合に今言つたように、これは飼料需給安定法といふのであなた方は八十億円取つて、格安の物が入つた。しかもそれは食糧に向けてはいけなないといふので、色をつけて飼料に回してゐるのです。しかも飼料として入つてきたとたんに食糧にしまし、何にしますと高値にしておいて、

あなたの方は需供給のバランスの上から高く売つたのだからいいとおっしゃるけれども、その影響を受けるのは、利用しているものが影響を受けるのです。粒にしてやつてそれだけの利用価値があるから飼料用として取つてゐるのです。それなら勝手にあなた方が日本飼料で全部引き受けておいて、食糧にしたら価値があるからといつて全部自分が高値で買ひ占めておいて、そして云々するといふのだつたら自分がもうかることしか考へてゐないのじゃないか、こういうふうにいわれてもしかたがないと思ふのです。

○河野国務大臣 これはここに数字もありません通り、二十八年度でも五万トングラひひいてゐるのです。ふすまの値が割高になつたときには、粉は食糧に回してふすまだけとるために——これは決して異例特例の方法じゃないのです。従来やつておることを従来通りやつておるだけなんです。しかも今あなたのお話の通り、そうすればえさが足りなくなるから、えさについでに全体の量が減るじゃないかとおっしゃるが、減らぬように入つております。それだけ取つてあります。それから国内の麦の生産等では、すそ物が多かつたり少かつたりしますから、そういうふうによつとりのあるようにしておひます。これを特別に、そのときに必要もないのに、ただ一会社をもうけさせたにやつたならば、これは非常に悪いことです。これは従来、ここにもあります通り二十八年度に五万一千七百トンスういうようにしております。あなたは四千トンスういふのがけしからぬとおっしゃつたが、こういう数字は従来もやつておるのです。私はその記憶

があるから先ほど申し上げたのです。それを安く、ふすまにして粉は使つてよろしいといふ条件でなしに一会社に払い下げたものを、あとから粉は粉でも勝手に売つてよろしい、ふすまだけ使えばよろしいといふことになれば、これは非常によろしくない、おしかりが出ると思ひますが、今申し上げた通り、それだけの利用価値が高くなるのですから、初めから入札のときの条件でそういうようにして出すならば、従来もやつておるのですから、これはその含みで皆さんがおやりになることであつて、それはそんなにやかましく小言を言われることはないと思ふのです。

○中村(時)委員 どうも私は解せぬのです。政府の考へてゐることは、たとえばマニトバにしても二万八千円程度に考へていらつしやる。大体の飼料の需給面から考へてみてこれが必要なりとして、飼料需給安定法に基いてこれが輸入をされてきた。ところが今言つたように、国内に入つてくるとそれを転用さして、そして格高にして三万二千円から落札してゐる。そしてそれを食糧にしていけば高くなるのだからそれはいかにもけつこうなことのじゃないかとおっしゃるけれども、当初の予定はこれは粒用の飼料として計画されて、それは実際に輸出しておつたものです。だからそれをほかの方へやられるといふことは片方に穴があくと同様に、何を好んでそういう方々にもうけさす必要があるかどうかという問題が第二点として現れてくる。もしもそれを今言つたような最初のような落札で飼料の方に回していったら、実際に飼料の方の値段が下る。飼料があり

余つておるといふならば別ですが、その当時はそれほど高い値で買わなければならぬほど飼料は不足してゐるのです。たとえば五月十三日の入札では、政府は二万八千円に考へてゐたが、ほとんど全部が二万九千円に落さうとしてゐる。すなわちこのことは需供給のバランスの上からいってアンバランスになつてゐる。飼料は不足してゐる、高くなつてゐる、ふすまはその当時はべらぼうに高い。そこでふすまにしてくれぬかといふことを再三再四その當時言つておつた。ところが購入したときはそれはいけませんといつて、わずか二十数日にしてこれはよろしいとなつてゐる。その政策の變換の早さはどういふ理由かといふ疑問がその中から出てくるのです。あなたは、そういうふうになつたら高くなつたでいいじゃないかとおっしゃるけれども、その影響を受けるのはだれか。あなたには影響がないかもしれぬ。日本飼料という一つの会社がもうけるという見解においてはいいかも知れないが、ほかの方で一番迷惑をこうむるのは飼料を必要とする生産者です。私はこういうふう考へる。

○河野国務大臣 そこまでおっしゃられると私も一言申し上げないわけに参りません。もしそういう処置をとらなかつたならば、また日本製粉というふうなふすまを主として生産しているのに対して早くふすまを供給して、ふすまの値を下げるという処置をとらなければやはり非難が起るでしょう。今言う通りに初めからふすまとして払い下げたものならば、ふすまとしてこれを使うように払い下げていかなければ

ば、粒ではふすまの代用はしないので、あなたも御承知の通りです。粒を幾ら払い下げたつてふすまの方の値は下りません。そこで一方、そのときにはどういうつもりであったか知らぬが、これを粒用として常時払い下げの形式で払い下げた。そうすると全購連が取った。取った全購連はこれは全部粒で使うのだという取ったけれども、非常にふすまが要るようだからふすまに変えてくれといった。ふすまに変えるならふすまに変えるということを入札をしなければ、その値段が今お示しのように違いますから、あとで問題が起るからそれは一べん政府へお返し下さい。そうしてふすまに使うのだということでは払い下げましょう。当りまえのことじゃないかと思う。この処置をとらなければ、当時ふすまが上ったおたに違いない。上ったおたに違いないから、当時ふすまが要求された。ふすまはやらないのだとばかり言っておたにふすまが下りませんから、日本製粉や日清製粉をいたずらにもうけさせることになるじゃないやせんか。私はそう思います。そういうふうな一局部をとらえてそれでどうだどうだとおっしゃいますけれども、全体を通じて飼料価格は私にそういう傾向にいておると思うのであります。

○中村(時)委員 私はどうも頭のいいと言われる河野さんにしておかしき答弁だと思ふ。飼料用として粒なら粒としてそれを出していく。それから製粉の方のたとえ日清製粉なら日清製粉のふすまの手当は手当として——それはど大きな数量でもない。大きな数量であれば当然別です。わずかに六千トンでそれを転用さしていつて云々という

ようなお考えをするよりも、それはそれとして一応基本線を書いておいて、その結果、実際ふすまの方はふすまの手当としての方法はあると思う。にもかかわらずそれだけを特殊に取り上げていたその根拠が私にはつきりわからない。

○河野國務大臣 今申し上げますように、こういう処置をとるぞという処置を政府がとることによって現にふすまは下る傾向をとってきている。当時の価格や何かを知らなければおわかりになると思うのであります。私は当時よく記憶はありませんが、就任以来えさに関する限り自分で最善を尽して、いやしくもそういうことのないようにに努力したつもりでございます。決して今御指摘になるようなことのないようにしたつもりでございます。粒がないうが、粒が不足をしないようにすべつて万全の措置をとったつもりでございます。

○芳賀委員 ただいまの中村君の質問に関連して。この問題は、昨年の二十二国会において当委員会の畜産に関する小委員会において、当時原田畜産局長の時代でありましたが、この問題をわれわれは取り上げたのです。当時大臣はついに出席しなかった。しかし河野農林大臣の就任された後にこの問題が出てきたことは明らかです。それで問題は、五月十三日に九千九百八十二トンの入札を行わした。その後六月八日に日本飼料が四千トンの落札をやつておる。ですからこの五月十三日と六月八日の間において、このマニトバ五号の飼料はこれは食用に転用するといふ何かそういう公示を行なつておるはず

です。それはいつやつていけるのですか。

○河野國務大臣 ちろん入札の前に全部集めて説明をいたしまして、説明会ですういふ説明をして入札することにしておるものであります。

○芳賀委員 これは食料特別会計が扱つておる飼料ですから、入札を行う前に当然公告して、何月何日にこれだけの数量の飼料を入札に付するといふことは公表すべきことではないでしょうか。

○河野國務大臣 そんなことはいいです。

○芳賀委員 あなたは今言つたじゃないですか。

○河野國務大臣 そう言いやしません。

○芳賀委員 みんな集めてその場で話をすると申したでしよう。

○河野國務大臣 みんな集めてその場で話をすると申しません。これはやはり事務手続がありまして、前もつてそういうような関係者を集めて話をする、正式には文書をもつて通達する、ちゃんとやつております。

○芳賀委員 ですから事務的にいつていつやられたかということをおはなしたに聞いておるわけですか。これは局長でもいいです。

○河野國務大臣 事務的に説明します。

○渡部(伍)政府委員 ただいま資料を持っておらぬので日にちははつきりしないのですが、大体一週間ぐらい前でありました。

○芳賀委員 大体じゃいかぬです。五月十三日にやつたということは明らかになつておるし、その後六月八日にやつたということも明かになつておるから、その中間において当然これは正式に公告しておるとすれば、そういうものは先般の委員会においても、きょうの委員会においてもこれは資料として用意されておく事務であらうと思ふのです。その日にちを明らかにして下さい。

○渡部(伍)政府委員 すぐ調べて御報告申し上げます。

○芳賀委員 次に農林大臣にお伺いします。先ほど前例はあるということをお言われましたが、この六月八日の入札による日本飼料の四千トンの転用の分は、これを最初から食用に転用して、そこから生ずるふすまを飼料として流して、そうして飼料の価格を安定化させるという目的であるならば、飼料会社に入札させて、そこから製粉会社に転売させなければならぬという理由はないと思ふ、用途を転用して食用に回すということがきまつた場合において、何も迂遠な方法を講じてあなたの支配力をもつて日本飼料に、たとい四千トンであらうともそれを独占的に入札させて、そこから製粉会社に転売させなければならぬという理由はないのではないか。なぜまづすぐに製粉会社も入札に参加させなかつたのですか。

○河野國務大臣 記録を見ますと、入札の結果その数字が多かつたのであつて、独占で扱はせるといふような処置はあるべきはあつたものではあつた。先ほど中村さんから御指示になりました、飼料を取り扱つております

関係団体全部が入札に参加をして、そうして入札の結果という数字が出たといふことであつて、これをただむやみに私が関係しておつた会社に独占させて、勝手に隨意契約でもしたといふ工合に誤解されることはなほだ迷惑で、私はそういう不当な処置はいたしません。今お話の、何かこれはおかし、おかしとおっしゃいます、何が一体おかしいのですか、ちつともおかしくないです。こんなのをおかしとおっしゃるのには「裏がおかしい」と呼ぶ者あり。裏も表もない。入札をして、やつたことがしかも初めの条件と——条件を明示し、入札をさせたことが、それがおかしいと言ふなら、おかしいと言ふ方がおかしいと思ふ。入札というのはそんなものじゃないと思ふ。初めに言つた通り、途中で条件を変えれば、それはいかぬ。入札するにこれはこれの条件で入札をしない、そうして落札しちゃつたあとから自分の懇意であるから条件を変えていった、これはおかしい。そうじゃない。それは条件を変えてくれ、さもないればこれは要りません、要らなければお戻しなさいといつて戻していった。それであらためてその条件通りに入札させてとつた。そのときに全購連がお取りになれば文句はないでございませう。ちつとも私は不思議はないと思ふ。ただ入札の結果、そういう数字が出たから、あとでおかしい、おかしいとおっしゃる、何かおかしいのか、ちつとも意味がわからない。

○芳賀委員 そうじゃないのですよ。一応あなたはもつともなことを言つておるけれども、この飼料を用途を変更して、これを食用に回す場合において

は、むしろ製粉業者等もこの入札に参加すべきなんです。ところが飼料の会社だけにしか参加させていないじゃないですか。飼料会社に入札させる場合には、これは飼料として払い下げののであるから、飼料会社がその入札に参加しておるわけですね。それを日本飼料が落札して、そこから製粉会社へ売っておるじゃないですか。そういう迂遠な方法をとる必要はないのです、これはもうかるというところがわかっておいて、そうして独占的に四千トンの払い下げをしてやる。しかもその会社が、あなたが一番影響力を持った日本飼料であるというところに問題があるわけですね。それから特にマニトバの転用についても、あなたが農林大臣になって以来こういう道を開いた。たとえば前のアルコール原料に対する転用の問題についても、自分の農林大臣の時代にそういうことをやっているとじゃありませんか。その点はどうなんですか。

○河野國務大臣 どういうふうにお答えしたらよろしいかわかりませんが、特に利益を与えたということですが、入札でございましてから利益があると思つたらだれでも高く入れればいいのですよ。一社や二社で独占してやったわけじゃないのだから、従来やつておつた関係団体がいなくなつたのだから、関係団体が競争入札して、一番妥当だと思ふ数字を入れて、その結果落札した数字がそうならからといって非難されても、私は非難を受けるわけには参りません。それは私は当りまえのことだと思ふ。しかも飼料としてこれは払い下げをしたのですから、飼料の関係団体が扱ふのは当りまえです。食糧として払い下げをしたのではな

い。飼料としてふすまをとるためにマニトバの五号を払い下げたのですから、こういう処置をとるのは当りまえだと思ふのです。

○芳賀委員 それではお尋ねします、その場合ふすまが主で製粉が従なんです。粉というものは、別に価格やなんかに算定されてないわけですか、その場合はどうなんですか。転用というものは、飼料を食糧にかえるという場合に転用になるのです。そうでなければ転用という言葉を使う必要はないでしょう。一体何に転用したわけですか。

○河野國務大臣 これはどうもあまり異なことをお尋ねでございまして、マニトバの五号をふすまをとるために飼料として払い下げた。その中に粉が入つておる、粉は計算に入れて入札したか、入れずに入札したか、それは入札する方がそろばんをはいて入れたでございまして。それからそれを利用して、これだけの利益が粉の方で出てくる、ふすまの値段がこれだけ出てくる、合計してこれだけの価格で入札してよろしいということになって、入札したのだらうと思ひます。

○芳賀委員 農林大臣の答弁は全く詭弁じゃないですか。何のために転用したか明らかになつておらぬ。飼料に使う場合は飼料会社が入札に参加するのは当然であるけれども、政府の方針として事前にこれを食糧に転用するということをは明らかにして、この四千トンというものを入札に付したという場合は、むしろ飼料会社だけに入札に参加させるのでなくて、直接製粉会社等もそれに参加させるべきではなかったかというわけですね。それをなぜ迂遠の方

法のみを講じたかということをお先ほどから尋ねておるのです。そのことをあなたは何も説明していないじゃないですか。

○河野國務大臣 飼料をとるのが目的で飼料用として入札したマニトバを、その中からふすまをとるのが目的で払い下げをいたしましたから、そこでその方に重点を置いてやったのであります。粉の方については、御承知の通り、粉は公定価格がきまつておりまして、その中の公定価格になるべき粉の分を計算に入れてやりますから、これは別に私は差をつけたいと思つておるわけではあります。

○中村(時)委員 今の河野さんの御答弁ですが、食糧に回していった以上は、食糧法に基いて食糧としてやつたらしいのです。小麦は小麦で、何も飼料にしようと思つたやうとわからな

いのです。飼料としてやるのは、飼料として実際に取り上げたのです。そうして飼料として需給安定法に基いて安値で一般に出さうとしておつた。ところがあなたの言つたやうに、これを食糧に転用するならば、食糧法に基いて今度は食糧の中に入れられたいのです。そしてそれから出てくるふすまは、ふすまとして取り上げられたいのです。本質が變つてくれば当然本質の變つたやうな方向で打ち出したらいけないかというふうに考えられるが、どうですか。

○河野國務大臣 委員会がございましてけれども、中村さんのように裏も表も何でも御承知の上で、そういう一部分をとらえて質問されるということとは、少しお考え願ひたいと思ふのです。なぜかと申しますと、製粉会社に対する

麦の払い下げは自由に、決して制限せずに政府はしております。製粉会社は、必要があつて政府の方に言つてくれば、いくらでも政府が出すのであります。何も入札に参加するとかしないという問題ではない。入り用があればいつでもやりまされども、製粉会社の方は、当時いろいろ商売上の事情があつたでございまして。とにかく製粉会社はひかしておるだけではふすまが下りません。製粉会社には御承知の通りそれの特約店があつて、特約店のルートを通じてでなければ流れません。ですからその製粉会社の支配しておりますふすまの市場に他のルートから刺激を加える必要があつて、時々こういう処置をとることが必要である、もしくは政府はふすまを輸入して、日本の国内のふすまの値を下げるやうにすることが必要である、当時は輸入が間に合なかつたからおそらくこういう処置をしたのだと思ふのであります。そういうことは百も二百も御承知で、そして何だ何だといつて質問しておられると私は思ふのであります。たいていおわかりになつてゐるのじゃないかと思ふのですが、どうぞ一つ御了承を願ひたいと思ひます。

○中村(時)委員 あなた自身は非常によくおわかりですが、私は何もわかつてないからこそこういうふうな御質問をしておるわけですね。

そこでお尋ねしたいのですが、あなたは先ほど、ある一つの特定会社に理由いかんを問わず一方的に集めて、一方的の系統だけを流して流して行くことは一応考えなくちゃならぬ、あまりよくないことである、このようにおっしゃつておる。もう一歩突っ込んで、

それではその欠陥はどこにあるかといへば、先ほどおっしゃつたやうにこれが指名競争入札だったからそういうこととなる。そこでその問題に対してあなたは隨意契約なり、そして一口ごとにそういうふうな方向がとれるやうなお考えを持つてゐるかどうか。

○河野國務大臣 緊急やむを得ざるのときは、公定価格がございましてから、隨意契約の処置は困難でございまして。ただ先ほど申し上げました通りに、政府が大体責任を持てる範囲内のもので指名いたしましたして、指名競争入札で払い下げることが一番妥当である。指名者に適當のものがあればそれは決して私は拒否してはいけな

えは全購連の系統にしても、あるいはまた日鷄連の系統にしても、全畜連にしても全酪連にしても、みなこれはほしいから、こういうふうな三万円高からするような、政府よりも二千元から違うような価格を形成しながらも入札しようとする一生涯の命に成りおる。それはおのの系統を持ったいろいろの組織があるわけですが、ところがその方には流れずして、今申しましたように日本飼料の方だけに云々されていくような傾向がここに現われてくる。そういう欠陥を排除するためにはどうしたらいいか、どういうお考えをお持ちなのかというところをお聞きしておるわけですが、

○河野国務大臣 四千トンたまごペン競争入札の結果そうなたただけであって、何もそんなにやかまし議論されるほどの数字でもない私は思うのであります。しかもそれがもうそれからおそらく二十日か一月すれば、あとの入札をやって払い下げをしておる。年間を通じて十万吨以上のものを払い下げしておる中で、たまたまペン競争入札したらそういう数字が出ただけの問題であります。しかもそれが何か非常にそこにもうけさしたかといえは、競争入札でみんなが目一ぱい入れてやった、こうした結果がそういうことになった、平たくいえばそれだけであって、まあそういうふうにならぬように、これが方々に分ればよかったかもしれないけれども、そういう結果が出たというだけだと思ふのであります。しかし私はこれがいとは決して思っておりません。先ほども申し上げる通り、なるべく普遍的に各系統団体に流れていくようにすることが妥

当であると思ふのでございますけれども、何分その当時マニトバについて非常に各方面の要求がありましたので、なかなかうまくその話がまとまっていかなかった、それが他に転用が絶対でなくなつたならば割合に話がうまくつくようになった、こういうことだと私は思ふのであります。ですからお尋ねでございますけれども、最近はいろいろな処置を講じまして、そしてそういうふうなことがなく各方面に順調に今放出されつつあるということでございますから、なお御注意があれば十分承知いたしますけれども、御了承いただきたいと思います。

○村松委員長 時間がありませんから、もう一問だけに願います。

○中村(時)委員 私約束の時間だけ守るつもりで時計を見ながらやっておるのですから、御心配ないように願いたい。

それで最後にお尋ねするのは、こういうことなんですよ、河野さん。私が言っておるのは、あなたが今言ったように、一方的にそういうことになったのはいけない、こう言っておるのです。それで実際にはほしいうので、みんな今言ったように三万円台から入って入札しようとしている。その熾烈な気持は、みんな飼料には関心を持っておる。あなたはたまたま四千トンだと言うが、こういうのは私は失言だと思ふ。やはりそういう中に重大な問題が出てくると思ふ。それが大きく見れば、全体に発展していく一つの課題を持つていてと思ふ。それでその点はあなたに委ねられるのが困るというならば、委ねられたいと思ふのです。

それで最後にお尋ねしたいのは、今後こういうことを再び行わないであらうと私は善意に解釈する。しかし、今後はこういうことがない善意に解釈しますが、あなたは今言った系統的な問題を取り上げて、全国にまんべんなくやっていくようなお考えをお持ちなのかどうかということをお尋ねしておきます。

○河野国務大臣 ぜひそうやりたいと思つておりますが、ざつとばらんに申しますと、連中はけんかをすると競争入札をするのです。そうすると、いわゆる実績で分けられようしいのです。が、実績で分けられない。競争入札をしますとまあ偏するといふか、その前のときは全購連一本で、ほとんど片寄るといふようなことになりがちなのであります。しかし私はこれは決していいことではないと思つておりますから、十分注意をいたしましてそういうことのないように最善の努力を払います。

○小川(豊)委員 関連して、一問だけお尋ねしますが、私はこういう問題が起つてくるのは、この間お尋ねしたわけですが、日本飼料というの日本の飼料界において許されておるたつた一つの特権を持つ会社なのです。輸入業務と、それから実需者団体の資格と、この二つ持っているのはこの日本飼料以外にないのです。あとは輸入は輸入、実需者団体は実需者団体と分けてある。ところが日本飼料だけがこの二つの資格を持つておる。それでここですらに問題になってくるのは、大臣がついてんだってまで社長をしておった会社であるという、こういう関連がどういふ問題を生み出す一つの大きな要素だと思ふ。そこでこの二つを分けるべ

きである。なぜこの日本飼料だけに輸入業務と実需者団体と二つの資格を許したのか、この点を私は特に大臣にお尋ねしたいと思ふ。

○河野国務大臣 私は、社長をしておりましたことは、畜産に非常に興味を持っております。それで畜産を盛んにするために飼料を合理的に廉価に配給するといふことが一番必要であるという意味合いから、私はこれに熱意を持ったのでございます。しかしこの会社が多額の口銭を取るとかなんとかいふようなことがあれば、私は直ちにこれに對して十分な発言をしたい、こう思つて私は関係したのであります。しかしその点は、私はおそらくあなたが調べになつても、全購連と同様に最も妥當に公正に業務を遂行しておると思ふのであります。しかしこの会社は国策会社でもなければ、国家のあれは何ら関係はございません。全く民間が話し合ひで作つた会社でございますし、その間に資本的にも法律的にも何らの影響もなければ、全然関係はないと私は心得ます。それがたまたまその会社の業務進展上、私がやめてから後でございますけれども、輸入の業務を扱つております会社と合併をした、そして輸入の業務を一部扱つておるというところでございますが、これは旧三井物産の一物もやっております。これは一物は輸入をして、その原料を政府の払い下げをいたさぬだけであつて、その輸入した原料を日本配合飼料に売、その配合飼料でできた飼料をまた自分が買つて、そうしてこれを全国に売りさばきをしておるというふうな、これは輸入と飼料の販売と一緒に行つておる会社が大部分でございます。今

日本の輸入商社のうちで、おもなる商社は大体やっております。しかしそれがいろいろ御議論があれば、私も十分、今直接理事者ではありませんが、私も十分も研究はいたしますが、私はそういうふうにするなるべく利益を少く飼料の取引をすることがいいんじゃないか、こう考へております。

○村松委員長 大臣に対する両案の質疑は終了いたしました。

○中村(時)委員 今の問題についてまだ政府委員の方の返答がない。

○渡部(伍)政府委員 ただいま問題になつております四千四百六十六トンの配出先は粒用として二千三百九十九トン、ふすま用として千七百四十七トンであります。粒用は三十五工場、ふすま用は二十九工場であります。工場はほとんど全国各地の工場にまんべんなく渡つております。

○中村(時)委員 私の言つてゐるのは、その三十五工場から先、たとえば地方の一般の農協やあるいは養豚組合、そういうところへ流れていくかどうかということをお聞きしてゐるのであります。

○渡部(伍)政府委員 これは当然商人を通ずるものあるいは協同組合で買うものもあると思ひます。

○中村(時)委員 その配分先を知らしめてもらひたい。

○渡部(伍)政府委員 末端の方は私の方では調べておりません。それは調べた権限がないのであります。

らない。たとえば、あなたには関係ないけれども、今度の余剰集荷の問題でもそう。買い取りをやりますとこ言う。やらなかったところで、実際に現金を持っていて買い取りをしたかどうかというところがわからない。委託をしようと思つたって委託ができな。それと同じ結果が出てくる。だから少くとも一つの目標を立てて、しかも皆さんが税金を納めたこの飼料需給安定法の金を使ってやっていると、末端におけるそういう動向をよく握らなければ、ほんとうの行政執行はでき得ない。なぜならば、たとえば飼料の需給を考えていくにしても、大体現在の牛なら牛の頭数がどのくらいあつて、それがどのくらいふえておる、それに基づいて幾ら出すということによって初めてでき上ってくる。ところがそういう頭数さえもはつきりわからない。そういうことで今の畜産行政ができ上っているのですから、その根拠というものはあやふやなんです。あやふやだからこそ、この飼料の需給と供給のバランスがとれないから価格構成がうまくとれない。そういう点を十分よく御察察なさつてあなたも御努力願いたいということを御忠告しておいて、一応これでおさめることにいたします。

からすれば違ふのじゃないかと思う。マニトバ五号は配合の対象にならないのかどうか、これだけちょっとお聞きしておきたい。

○渡部(伍)政府委員 これは当然違ふのでございます。

○川俣委員 それでマニトバ五号を粒そのもので、結局政府が高にかかわらうと飼料として回すことは好ましくないとお考えになっておるかどうか。将来公定規格を定める場合の必要上お尋ねいたしておきます。

○渡部(伍)政府委員 この間お配りした資料の中にありますように、ふすまとマニトバの含有成分が蛋白なり澱粉なり違ふのでありますから、違ふように処置しなければならぬと思ひます。

○川俣委員 そうしますと、先ほど大臣が答弁したこととあなたの答弁とはだいたい食い違つてくるというふうにお考えになりますか。粒はふすまをとするために入れたのだ、マニトバ五号はふすまをとってえさに回すために入れたのだ、こういう見解ですが……

○渡部(伍)政府委員 答弁の食い違いはないと思ひます。それはふすまの需給対策として、ふすまが非常に高騰してきたからやつたので、食い違つてないと思ひます。

○川俣委員 ですから粒は飼料にならないのかと聞いておる。ふすまプラス粉、加つて価値が出てくる。マニトバ五号というものはふすまプラスあなただ方の資料にある通りの成分が加つておる。大臣の答弁はふすまにするために入れたのだ、こう言つておる。ふすまにするために入れた飼料であれば、ふすま以外のものは飼料にならないと考えられるのですか、大臣の答弁

はそうですよ。

○渡部(伍)政府委員 両方とも飼料になるのであります。ただその当時ふすまの価格は非常に高く、粒の方は御承知のように大体一定の価格で政府の払い下げでいつておるわけです。それでそれをふすまにひいてふすまの価格を抑えるに使つただけでありまして、それでいいと思ひます。

○村松委員長 川俣君の要求しておる食糧庁長官は見えておりませんか、あと回しにいたします。

○中村(時)委員 畜産に関する小委員会、昨年の六月十三日に、マニトバ小麦問題が当委員会において取り上げられるであろうという推察に基いて、井谷委員から日本飼料の重役陣の構成、すなわち人的機構あるいは資本の變遷、そういうことに對する資料の要求をしたのですが、その提出は一向今までにない。なぜこういう要求をしたかと言いますと、この日本飼料のマニトバ五号が問題になって以来、直ちに、今まで三千万円であつた日本飼料の資本金が一億円に増資されておる。しかも今度は河田商會の専務が日本飼料に入りまして専務となり輸入の実権をとつておるのであります。しかもその資本の中においては、東食なりあるいは兼松なりの会社が重役陣に席を並べ、あるいは各社に——これは商業取引ですから自由じゃないかとおっしゃるかもしれませんが、農林大臣の閣下としてその圧力のもとに資本の投資を行わしめておると思はれるのであります。このようないろいろな問題がこの中からは介在しておるのです。そういう事柄から今言つた資料の要求をされておるのです。それに対して、一向そ

の後資料の提出もないということなのですが、資料を速急に提出していただきたい。

○村松委員長 次に農業協同組合整備特別措置法案を議題として審査を進めます。質疑に入ります。質疑の通告がありますので順次これを許します。神田大伴君。

○神田(大)委員 農業協同組合整備特別措置法案について当局にお尋ねをいたしたのでありますが、政務次官が出てないようでありまして、大臣が出てないならば政務次官をすぐ呼ぶように……

○村松委員長 政務次官はただいま呼んでおりますので、お待ち願ひます。速記をとめて。

〔速記中止〕

○村松委員長 速記を始めて。神田大伴君。

○神田(大)委員 大臣あるいは政務次官が出席したときに農業協同組合の整備特別措置法案の根本的な問題についてあらためて質問いたすことにして、局長に少しお尋ねしますが、この法案でもって大体不振農協というものが整備されるという見込みがありますか、そういう自信を持っておりますか。この点からまずお尋ねいたします。

○安田(善)政府委員 農業協同組合のいにしえをたどりますと、日本では信用事業を中心にした産業組合ができましたり、また産業組合が先人の御努力によりまして、法案の通過以後各種の方面、特に産業組合の方々、直接関係のある人の自主的な努力によりまして発展して参つたのは御承知の通りであります、あわせてこの産業

組合は主として日本の特殊事情からしまして、実情に沿うように農業の面で発達をしてきたと思ひます。従いまして勢い農業の日本経済上の地位でありますとか、日本の農業経営の零細、弱小の点等を反映いたしまして、共存共栄、相互扶助の上に立ちまして小農、小事業者の協同組織として、あるいは事業種別に、あるいは地域別に、あるいは上級下級機関の段階別に発展をして参りました。またその行います事業といたしましても、信用事業、経済事業、利用厚生事業から農業指導事業等にもわたりまして発展して参りましたが、ただいま生きております現行法は、農業に關しましては農業協同組合法として成立をいたして、その上に立ちましてこの協同組合が發展をしておると思つてあります。しかしいろいろ日本の終戦後の事情も反映いたしまして、終戦時にありました農業会の資産の引き継ぎをいたしましたり、また終戦後の立法の特徴といたしまして、十五人以上の人が集まれば農業協同組合ができまして、また市町村に単位組合があつて、県、全国におのおの連合会がある。また連合会の形式も、いわゆる信用事業を含めまして単協もあり、また信用事業を除いた農事を中心の単協もあります。特殊の事業を取り扱います単協もございます。単協の区域も必ずしも同一のものとはございせん。あわせてその連合会におきましても、極端な例を申し上げますと、市町村の中に連合会もあるくらいであります。しかしだんだんと農家組合員、また農業協同組合の組合員及び理事者という方々の御努力もありまして、また私どもその他関係庁が協力を

いたしまして、税法上の特典もあつたりいたしまして、逐次発展の度を深めて参つておるのは御承知の通りであります。これをかりに単協についてみますと、出資、非出資の組合、各種の事業を行うものをいれまして、全国に三万五千ばかりでございます。その中に中核体とも申すべき信用事業を行います市町村単位の単位組合は一万三千ございまして、おのおの旧町村の区域に整備をされつつありますが、やはりここに立地の関係でございますとか、事業分置の関係でございますとか、また出資、非出資の関係でございますとか、理事者その他の事業執行体制の関係でございますとか、先ほど申し上げました現在の農協法に基きます前の農業会との関係からいたしまして、だんだん整備はされつつありますが、まだ十分なものではないと思われるところが多々あるわけでありまして、言いかえまして、立地条件、役職員の執行体制、また組合員の相互扶助の精神におきましても、事業の利用の度合いのことにおきましても、また信用事業と経済事業とその他の事業とのバランス等の関係もうまく適切に合ひまして、りっぱな組合も歴史を持ちながらかなりたくさんあるであります。かりにこれを総観いたしますと、御承知のように農林漁業組合の再建整備措置といたしまして、終戦後の経済事情の変遷上からいたして打撃を受けたものは、第一には金融機関は他の金融機関と同様に、信用事業について行いますもの整備を進めまして、その次には、たゞいさ申し上げました農林業漁業協同組合及びその連合会の再建整備措置を法的に御立法願ひまして行いました。そ

れでも必ずしも十分に再建整備ができ、いかなる事態においても——特に最近の事情あるいは今後の事情によりまして、農協が自主的な農民の協同組織の集まりであるという性質に底しまして、農業関係事業の活動、あるいは農業生産力の発展、あるいは農家経済の安定ををし、地位の向上をはかりまして、この組合事業の発展を通じまして、わが国民経済の発展に資するといふには、まだまだこれから努力がなされなければならぬと存じておるのであります。その事情を反映されまして、二十八年以来は主として経済連——農林漁業、これは農協以外も含めておりますが、経済連を中心にして整備促進法ができて、十年間の期限をもちまして整備計画を立てて、その経営の健全化あるいは事業の拡大、あるいは不良事業の整理、事業執行体制の強化、その他の事項を中心にいたしまして整備強化中でございます。ところが二十六年の再建整備措置は単位農協も含んでおりましてけれども、二十八年以降の整備促進法は連合会を対象にいたしております。その結果を最近の経済事情とあわせまして、組合について見ますと、全国の農業協同組合の中心でありますところの信用事業も行う単位農協、全国に一万三千ございまして、その約二四％は、これが経営の状況を見ますと、いわゆる不振組合と申して差しつかえないような組合であります。おのずからその不振の度合いには、自力をもつて努力をいたしますれば、また自力に加ふるに農協中央会やその他の農協団体の協力を得まして、自主的に整備強化をして立ち直

るであらうという組合もございまして、また指導者によろしきを得なくて、立地条件が悪くて、有名無実に近い組合もありまして、かりに指導者によろしきを得れば、おそろくだんだんりっぱになつていくだらうという組合もございまして、しかし事業分置やその他から見ますと、相当の国の財政的な援助もいたしますと立ち直るであらうと思われるところもあるのである。そこで今般農協の關係の方とも御相談を申し上げまして、農林省におきまして本法案を立案いたしましたので、御審議をいただきましたと思つておるのでございまして、御説明を申し上げます。ただいままで御説明を申し上げましたことのうちに、特に自主的に整備を行う気持もあり、おそろくは能力も持てるであらうが、経営状況も悪いと思われる総合農協が農協の中心であります。二年間のうちに整備計画を立てますれば、あるいはその経済事業を中心とした融資についての——信連等から融資するわけでありまして、それについての利子補給、あるいは経営指導者が十分に足りないところは、経営指導者を他からでも、たとえば農協中央会からも派遣していただく、あるいは上位系統団体からも派遣をしていただく、そこへ当分の間滞在をして指導をしていただく。その駐在、指導を持したい。また立地条件の悪いところや、組合員がまことに少いところにおきましては、申し上げましたような法律に基いて、自然発生的に出まして、十分に組合としましては経営が健全化したしますには条件が不備であ

る、こういうようなところもございまして、その場合には行政庁が合併を勧告することでもできるようにいたしまして、そうして経済事業も増し、取扱量も増し、組合員の利用度も増して、そういういろいろな援助によりまして、農協が一刻も早く整備されるように期待をしたいといふのがこの法律案でございます。しかし全くこの法律だけで十分であるかどうかという点につきましては、この法律をなるべくすみやかに御審議の上御可決をお願いいたしまして、その運営状況をいつも検討し合ひまして、さらに足りないところを加へたり、悪いところを改正したりして進んでいくことと思つてあります。なお申し上げますと……

○村松委員長 経済局長、質疑に対する簡潔な答弁をして下さい。
○安田(善)政府委員 総合的特殊農協の關係の整備とか、経済規模の拡大といふようなこともあわせて、これは不振農協を整備するに数歩を進めるものと考へてゐる次第でございます。
○神田(大)委員 ずいぶん長々と御説明をいただきましたが、局長として、この法律だけでは現在の不振農協を整備することは不可能であるといふようなことであると思ふのですが、しかしこの法律案を出し、予算的措置もしたようでございますから、一応のこの法律に付随する予算措置として一億一千万円を計上してあるが、この金額は一体どういふところを根拠としてこの予算措置をしたか、お尋ねいたします。
○安田(善)政府委員 先ほど申しましたような総合農協につきまして、特に政府も援助をするがよいといふものについてまず考えまして、駐在指導員の指導費を一千万円、信連から融資をしていただく場合に、その利子補給を五分以内にするものが七千五百万円、ただいま申し上げましたように合併を勧め、自治的に合併するのであります。そういう場合には、うまう成り立つであらうと思ふ場合に二千万円、またこれらの農協の振興をはかりましたために、都道府県に学識経験者や農協の關係者に集まつていただくために二百三十一万九千円、そういうふうな計上したものであります。
○神田(大)委員 その金額は私も大体わかつてゐるのですが、この一億一千万円といふような金額を出して不振農協を整備しようとしておるのでございまして、けれども、これについては、たとえば何十年計画において幾つの組合を整備していくといふような、そういう目標があると思ふ。その点をお尋ねいたします。
○安田(善)政府委員 この法律によりましては、五カ年間をもちまして、単位農協の、特に重要な総合農協の、ただいま申しましたような組合について、経営の健全化をはかるような計画で進みたいと思つておるわけでございまして、利子補給をするがよろしかろう、まず第一年度はそれでやたらよろしからうと思はれる対象組合は約一千でございまして、駐在指導員が必要であらうとして、予算で予定しておいたならばよろうと判断をいたしましたのは、対象組合が二百でございまして、また合併奨励金は、二つが合併する場合、三つが合併する場合もあり得

ると思ひますが、合併が二百五十行おれるのをば一年間に予想しておるわけでありまして、次年度以降は、その成績を見まして、おおむね総合協同については、五カ年で全部経営を健全化していきたいと思つておるわけでありまして、

○神田(大)委員 そうすると五カ年だといふと、この金額が同じとすれば五億五千万円ということになるのです。が、この五億五千万円というふうな金は、さきに金融機関再建整備法に基づいて、旧勘定の欠損を助成するために政府から融資した金額のうち、いろいろはかには使ひましたが、その残がちょうど五億五千万円に当るのです。こういうことを勘案して今度の計画をお立てになったかどうか、お伺ひいたします。

○安田(善)政府委員 再建整備の際におきまして御承知の通りの調整勘定は、六億一千万円ほどございます。このうち整備促進法の規定に従ひまして、国庫にこれを二十九年度末に納付いたしました。したが、それにまたあわせて再建整備に資するように予算を計上して使えという規定もございまして、今般におきましてはそれをも考え、またいろいろな経済事情からいたしまして、特に単位農協は整備強化を政府の助成においても行ななければならぬことを考え、他方農業協同組合のセンサスによりまして整備をいたしましたこと、三者合せまして約五億は他に使へばいいだらうという目標を持っておるわけでございます。

○神田(大)委員 この調整勘定の問題ですが、この調整勘定は当時金融機関に對しまして政府が相当の金額を出し

て、これらの危機に瀕した金融機関を救出したものと思ふのです。農業協同組合の場合はこれを信連に融資して、それを信連はあるいは中央金庫等において返済しておるようでございます。が、ほかの金融機関はその後どうなっておりますか。

○安田(善)政府委員 ほかの金融機関は、まだいろいろの事情をもちまして整備は終つていないと思ひます。

○神田(大)委員 この整備を終つていないといふことは私はよくわからないのですが、終戦後とにかく十年にもなつて、ほかの銀行が相当の資金を集め、相当配当をしたり、そのほか余裕金が大ぶつてはどうかとて、まだこれが整備されなれていないといふ、そういう話は聞けないかと思ひます。これは局長の間違ひだと思ひますが、いま一ぺん御答弁願ひたいと思ひます。

○安田(善)政府委員 私の言葉がまずかつたと思ひますが、旧勘定と新勘定を分けて、新勘定で早く整備して、経済界の不安がないように、取引の安全をはかるように措置されて、その方は進んでおると思ひますが、旧勘定の方が農業協同組合のように締め切りが早くついでないのではないかと、こういうふうにおもひます。詳細は、他の金融機関については的確に全部たゞいま存じておりません。

○神田(大)委員 この問題は、農村金融に對しましては手きびしい一つの制限を加えて、そして中央金庫や県の信用組合とか、あるいは農業協同組合等に對しましては調整勘定の政府融資を返済させ、ほかに財閥関係の銀行関係の調整勘定をそのまま今日まで許しておく、こういう点について私たちは

非常に疑義を持つてゐるのです。この点については局長は関係局長ではないから確答はできないであらうと思ひますけれども、これはやはり農村金融と大いに関係があることではないかと、責任を持つてやり、今日までにちゃんと調査しておくべきです。またそういう問題について、担当官として詳細なる説明ができるように當然しておくべきであると思ひます。この点については後刻また資料が整つてから質問いたしますけれども、この点局長が責任を持つて、他の金融機関の調整勘定について詳細なる資料を出していただくことと同時に、御調査をお願いしたいと思います。

先ほどの点に戻りますけれども、この農業協同組合整備特別措置法案の五億一千万円という金がちょうど調整勘定と同じような金額になつてゐるといふことは、過般参議院等におきまして問題になりまして、これは当時政府の責任によつて金融機関が非常な犠牲のもとに執つた処置であるから、この調整勘定は当然農業協同組合の再建整備のためやそのほかのために使ふべきであるといふような決議もされておると思ふのです。この金を農業協同組合整備特別措置法のために使うことはけつこうでございますけれども、この城を脱しない、それだけの金額以上に達しない、しかも五億一千万円に達しない、これは現在の三千三百からの不振の農業協同組合を更生させることはとうていできないと思ひます。この法案そのものに對しましてはわれわれは賛意を表するものでございまして、政府がこのような措置をとるならば、もつと徹底した措置をとらなければならぬのじゃないかと考へるわけでございます。

います。局長は、この法案と、一年に一億一千万円の金ではとうてい整備ができないといふようなことを言われておりますし、われわれも当然これではできないと考へております。それで、信連から借りた金の利子補給をした、赤字の出たものに対して利子補給をしたり、一体そういうことでもって不振農業協同組合といふものは更生できるものであるか、私は、そういうことでございまして、この農協の不振の原因です、こうしてゐる間にまた、全国の農業協同組合の中でだんだんと経営不振に陥つてゐる幾つかの農協があると思ひます。不振になつた組合に對しまして、ただ利子補給をするといふような、そういう手ぬるいことでは農協といふものは立ち直つていかないと考へるわけでございまして、この不振の原因について局長から御説明願ひたいと思ひます。

○安田(善)政府委員 まず第一に資料のことでございますが、お話の通り、せつかく勉強いたしますから、農協関係以外の銀行業務を行うものについて資料を調査して提出いたします。これは、その担当の役所の方へ一つ委員長からお願いいたします。政府内部のことでありまして、私からもそのような御要求があつたことはよく伝えて協力いたします。

不振組合の原因は、私から申し上げるまでもなく、また神田先生御存じのように、いろいろな状況がございまして、千編一律にはいけなかつたと思ひます。第一には、農業会の不良資産を継承いたしました農協の資産に、不良資産がまだ残つておる場合もございまして、

しようし、またあるところでは、経済の変動の影響を受けて、たとえば穀務工場を作つて、あるいは油の工場を作つてうまくいかなかつた、農機具の会社に投資をしたりしてうまくいかなかつたといふような事情もありまして、うし、もともとさうさう少く長々申し上げまして恐縮でありましたが、いろいろあげましたように、経営の基礎になるような知識が適當でなかつたり、また少し乱雑と申しますか、設立のされ方が不整備と申しますか、系統活動にも適しないように組合が作られて、目下整理段階に入つてゐるような状況である、経営者に人が得られなかつた、そういうふうないろいろな状況についてあると思ひます。農協が、農協中央会とも協力しまして、農協のセンサス、一斉調査をしました中で、それらの事由のおもなるものをあげながら調べましたものがございまして、それを基礎にいたしました、予算措置は、先ほど申しました三種の助成を入れて、おの組合の実情に即する方法をとりながらやるといふと思つておりますが、事の根本は、何と申しましても協同組合でございまして、組合員の自主的な相互扶助、共存共栄の精神的なつながり、経済的な、事業的な活動とが基礎になつて参るべきものと考へておる次第でございます。

○神田(大)委員 大体そういう原因があると思ふのでございまして、そのうち最も大事なことは、農業協同組合の末端における人的問題だらうと思ひます。特に農業協同組合の末端における職員、農業協同組合を經營する一つの能力とか、そういう素質といふものに對して、力のない組合では、農業協同

組合の職員を普通の給料でやうことができない。安い賃金で、ただ農業がなんかに従事していた人を連れてきて職員に入れる。しかも、われわれの調べたところによると、平均七、八千円の給料で働かす。そういうことではない職員もいないし、また複雑な農業協同組合の業務を処理する能力がない。そういう職員を養成に対して、これは根本的に考えなくちゃならぬと思うのですが、政府は今までどういう努力をしてこれたか、お尋ねいたします。

○安田(善)政府委員 この方法は二つございます。今まで努力をしまして現在統制しておりますのは、まず農協の自主的な努力によりまして、中央会もございまして、上位系統機関もございまして、それから、それらについて自主的に相互扶助に力を尽して、役職員の教育を熱心に行っていた、こういうことも一つございまして。あわせて、三十年代におきましては、御承知の通り農協中央会に七千万円ばかりの予算を使っていたございまして、農協の役職員の養成教育機関として、各都道府県に組合の講習所が設置されておりますし、東京には、御承知と思いますが、学校法人の農協短期大学がありまして、茨城県には鯉淵学園を持しまして、それらのもので、すでに昨年の九月末では約二千名の役職員の教育が行われております。今後これを続けると同時に、先ほど申しました全国農協中央会の育成奨学制度を一そう活発にやっていただいたいの思っております。また今回は、御指摘のように中堅の役職員が不振組合に駐在をいたします場合に、その人件費と申しますか、そういうものを不振組合が全部負担す

るのは無理なことが多いと思っております。その人件費の補助をしたいと思っております。

○神田(大)委員 農林省は新しい農村建設というふうなことで金を出す、あるいはまた新しい農業団体を作るのにも相当力を入れている。しかし既存の、下からの組織である農業協同組合が、一つ一つつぶれていくという現状に対しては、傍観をしないでいくべきであらうと思ふ。なるほど三十年代におきましては、中央会に對しましてそういう補助を出すことにしたのであるが、それが前に、農協の維持育成という点に對して非常に冷淡であつた。それから、その力のない農協は、経済的な変動やその他のいろいろな障害にぶつかつて、それをこなすだけの力を持てません。そういうところから、一つ一つの農協が不振に陥りつゝあつたのではない。私は新農村建設等の問題についてそれだけの熱意を持てていない。農林省が、なぜ民主的な農業協同組合を育成するために、今までにものと努力を払うべきであつたにもかかわらず、努力を払わなかつたか。そうして、努力を払つてもさういふふうになつて、閉鎖の段階になつて、つぶれていくときになつて初めて今度は――当然ほかの銀行では今もって回収しないような金を昭和二十五年から六年に回収させてしまつた。そういう金も使われないで、今日どうにもならなくなつてから、こういうことをやるというの、非常におそまきであるし、見識がないとわれわれは考へるのでございすが、そういう点に

ついて、局長はどうお考えになりますか。

○安田(善)政府委員 農協は、何と申しましても農民である組合員が自主的に協同組織を作りまして、自分たちの地位の向上をはかり、経済の安定もはかり、農業生産力の発展を期するものでございまして、自主的な努力が大事だと思ふ。しかし、何と申しましたも日本の農民の組合でございまして、大企業に類するような農家があるわけはございせん。そこで終戦後は、農林省に特に農業協同組合部を置きました。組合の作り方の監督もいたしますと同時に、指導育成もいたします。また法に基きまして、経営についても監督をいたしますと同時に、指導的な監督もいたします。しかし、あまり干渉がましいことで育成するものでもないと思ふ。他方、農協自身も、中央会も最近では、自主的な組合同士の中の自己監督推進、整備促進、育成普及という機関となつておりますので、これに對して補助金も交付し、また先ほど申しました再建整備促進法をだんだん各種のものあるいは連合会のものというものについて、法に基いて予算も計上してやつて参りましたものを、特に今後は再建協について育成することが、再建整備をはかることが、特別措置としてやつても望ましいことだと思ふ。新しい立法もお願いしたいと思つておるわけでありまして、予算も計上して助成をしたいと思つておる次第であります。十分であつたか、なかつたか、こういう点につきましては、今後一そう十分にやつて参りたいと思つております。

○神田(大)委員 都合の悪いときは、農協というものは自主的団体だから、お前らはお前らでもつてやれというの、農林省の逃げ言葉です。都合の悪いときはそうです。しかしながら今度の農業団体の再編成の問題等に対して、猛烈な勢いで、金なんか幾らでも使つていいから作るやうとする。そういうところから御都合主義があると思ふ。私はそういう意味合いにおいて――もちろん自主的な団体であるからそれに干渉すべきではありません。干渉すべきではありません。農協協同組合はどうしても必要である、また今後の農業経営においてもどうしても必要であるという組合であるならば、大体組合の二四％、三千三百から四千といわれる不振組合ができるまでなぜ傍観しておつたか。こういう点においては、私はこれを指導する立場に立つておる農林省に大きな責任があると思ふのですが、大體政務次官にこの点についての御返答をお願いしたい。○大石(武)政府委員 お答えいたしましたと思ひます。非常にむづかしい問題でございまして、見方によつては、このやうなたくさんの方の不振組合ができたのでありますから、政府の指導が悪いとおっしゃつても、なるほどその通りといふこともできると思ひます。しかし先ほど経済局長からもお答え申し上げましたように、やはりこれは農林省ですべてを監督、指導するわけに参りませんから、すべての点まで行き届きませんので、あるいは自主的な組合の自主的な行動というものを第一と認めなければならぬので、そこにもそのやうな不振に陥るいろいろな土台が

あつたのではなからうかと思ふのでございまして。でありますから、先ほど局長から申しましたように、なぜこのやうな不振の協同組合ができたかと申しますと、大體三つの大きな原因をあげております。御承知のように、一つは経営規模の小さなこと、それから役員の人を得ないこと、それからそのやうな結果によつて繰り越し欠損金がたくさん出たということ、この三つが大きな原因であります。従つてこのやうな原因を取り除くことがこの不振農協を救ひ、今後の農協の発展を期するわけでありまして、そのやうな意味で今までのいろいろな立法措置をいたしたので、この点を御了承をお願いしたいと思います。○小川(豊)委員 ちょっとお尋ねしますが、再建整備、これはいい言葉なんです、が、今までは連合会、全国団体あるいは県団体を中心にして再建整備を進めてきたわけですが、本来ならば農協という組織は単協から県連、県連から全国、こういうふうな形で単協が強化されなければ、これは幾らやつても県連が強化されるはずはない、全国団体などは強化されるはずはない。ところがこれは連合会を中心にしてやつてきておるわけでありまして、どういふ考えで連合会を中心にしてやつてこれたのか、この点を伺いたい。○安田(善)政府委員 系統組織でございまして、この連合会についてまず努力をいたしますと、個々ばらばらな単協――ばらばらと申さなくても、系統的でありまして、末端組合より効果が多いということだと思ふのであります。もう一つは経営は、人

業でもあったという意味からしまして、信用事業を第一にして、その次に経済連が大事だということで措置がとられたと存じております。しかし二十六年以降の再建整備法には単協も入れてあったと思うのであります。

○村松委員長 本案の審査は明日にこれを継続いたします。

○村松委員長 この際お諮りいたします。農業協同組合整備特別措置法案審査のため参考人として、明日午前十時より全国農業協同組合中央会会長荷見安君及び農林中央金庫理事長湯河元威君の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村松委員長 御異議なしと認めます。なお両君の出席ができない場合は委員長において適宜その代理を選定の上、出席を求めることにいたしますので、さよう御了承願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時六分散会

昭和三十一年三月二十四日印刷

昭和三十一年三月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局